

令和5年度

## 公益社団法人那須烏山市シルバー人材センター事業計画

### 1 基本方針

新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けが「5類」に移行され、外出自粛やマスク着用の制限が解除されるなど、With コロナへの対応が進められているが、引き続きその動向を注視する必要がある。また、円安と資源高の影響で物価高が続き、経済情勢は不透明である。

一方、人口減少、少子高齢化が進行する我が国は、高齢化率がすでに29.1%と過去最高を記録し、令和12年に31.2%、令和47年には38.4%になると見込まれている。

こうした中、元気な高齢者が地域社会の課題解決の担い手となって活躍するシルバー事業は、ますますその役割を果たすことが求められており、その期待に対して、組織の充実や事業の一層の活性化など目に見える実績を示すことで応えていく必要がある。

本シルバー人材センターは、事業収入の減少、会員の高齢化や会員数の減少など課題は山積しているものの、地域に密着した就業機会を提供することにより、高年齢者の生きがいの充実と社会参加等を的確に進めていかなければならない。

このため、令和5年度はシルバー人材センターの基本理念である「自主・自立・共働・共助」のもと、新規入会者の確保及び就業機会の拡大を重点的に推進し、活力ある地域づくりに貢献するため、次の事業に積極的に取り組むこととする。

### 2 シルバー人材センター事業

#### (1) 就業機会提供事業

当センターは、会員（那須烏山市内に在住する原則60歳以上の高年齢退職者で、センターの趣旨に賛同する者）及び那須烏山市内の高年齢退職者に対し、「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に係る就業の機会を以下の形で提供する。

##### ① 請負・委任

当センターの会員に対し、個人や民間企業及び公的機関から請負った仕事を「請負・委任」の契約により提供する。

## ② 職業紹介事業

公益財団法人栃木県シルバー人材センター連合会と協力し、求職者（会員及び市内に在住する高年齢退職者）に対して「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」の雇用による就業を提供する。

## ③ 労働者派遣事業

公益財団法人栃木県シルバー人材センター連合会と協力し、会員に「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」の派遣労働を積極的に提供する。

## (2) 就業機会確保事業

高齢者に対して「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に係る就業機会を確保するために次の事業を実施する。

### ① 普及啓発事業

シルバー事業を一般市民、民間事業者及び官公庁等に対し、広く周知するため普及啓発活動を実施する。

ア ホームページを活用した広報活動を実施する。

イ 「シルバー人材センターだより」を全戸配布する。

ウ 市の広報等に会員募集や活動状況などの情報を掲載する。

エ 各種イベント等に積極的に参画し、シルバー事業のPR活動を実施する。

オ 「シルバー人材センター事業普及啓発促進月間」に、公共施設の清掃などの奉仕作業を通じた地域社会貢献活動を実施する。

### ② 安全・適正就業推進事業

「安全・安心なシルバー事業」の確立を図ることは、シルバー事業遂行の基幹をなすものである。組織を挙げて安全対策のより一層の推進を図り、重篤事故など傷害事故の撲滅を図ることが重要である。特に、会員の高齢化に対応した安全就業の周知徹底が肝要である。このため、安全・適正就業委員会による安全パトロールを強化するとともに、会員の健康及び安全就業講習会等を実施し、事故のない安全な就業の推進を図ることとする。

適正就業については、厚生労働省と全シ協が策定した「シルバー人材センター適正就業ガイドライン」に基づき、就業実態の自主点検を行い、会員の意識啓発や就業先との理解・調整を図りながら、法令を順守し一層の適正就業の徹底に努める。また、就業のワークシェアリングを推進し、会員における就業機会の公平・均等化を図る。

### ③就業開拓事業

シルバー事業の周知に努めるとともに、会員が技能を發揮できる仕事の受注を確保し、就業先の拡大を図るために次の取り組みを行う。

ア 就業開拓委員会を設置し、役職員等が民間企業や公的機関等への訪問を実施して、新規就業先の開拓や継続的な受注の確保及び就業の掘り起しを行う。

イ 会員の口コミによって、地域における就業機会の拡大を図る。

ウ チラシ等の配布により、受注の確保を図る。

エ 成長分野における高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会における活動・貢献の場を広げるため、市と連携し「いきいきホームヘルプ事業」（総合事業）及び空き家・空き地管理事業に取り組む。

オ 役員による企業等訪問を実施する。

### ④介護予防・日常生活支援事業への取組み

那須烏山市が行う新総合事業（訪問型サービス事業）の実施に伴い、市や関係機関と連携し「いきいきホームヘルプ事業」の拡大に取り組む。

### ⑤新規入会者の勧誘

ア 会員による1人1会員入会の活動を実施する。

イ 入会希望者相談会を実施する。

ウ 女性会員の拡大を積極的に推進する。そのため、女性の発想に基づく独自事業の企画提案や女性会員のための就業先を開拓する。

### ⑥技能講習会事業

会員の技術・技能を高めるための講習会を実施する。

### ⑦独自事業

会員の資格や特技等を活かし、多様な働き方と就業機会の拡大を図るため、刃物研ぎ、門松販売、手芸小物品の制作・販売等を促進する。

## 3 法人運営

定款に定める当センターの事業目的に沿って運営できるよう、次の会議を開催する。

なお、10月には、消費税における「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されるため、当面は事務費の改定で対応するこ

ととする。今後、事業収入への影響が懸念されることから、財源確保を含め安定的な事業運営が可能となるよう的確な対応を図る。

(1) 総会

事業報告及び決算など、事業運営にとって重要な案件を審議・決定するため、定時総会を6月に開催する。

(2) 理事会

事業執行状況や会員の入会承認など、事業運営にとって重要な案件を審議・決定するため、年5回程度開催する。

(3) 各種委員会

センターの組織活動の充実を図り、効果的に運営するため随時開催する。